

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月21日

【中間会計期間】 第92期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社琉球銀行

【英訳名】 Bank of The Ryukyus, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 大 城 勇 夫

【本店の所在の場所】 沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号

【電話番号】 沖縄(098)866局1212番 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 金 城 棟 啓

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田多町2丁目2番16号  
株式会社琉球銀行総合企画部東京事務所

【電話番号】 東京(03)5296局8617番

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼総合企画部東京事務所長 銘 莉 剛

【縦覧に供する場所】 株式会社琉球銀行東京支店  
(東京都千代田区神田多町2丁目2番16号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度 中間連結 会計期間 (自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	平成18年度 中間連結 会計期間 (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	平成19年度 中間連結 会計期間 (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	平成17年度	平成18年度
		(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	24,011	20,685	21,717	54,299	42,195
うち連結信託報酬	百万円	123	2	0	131	3
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△17,995	5,297	4,010	2,429	8,481
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	百万円	△11,052	3,397	2,267	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	1,375	5,824
連結純資産額	百万円	83,353	96,145	80,089	91,094	78,812
連結総資産額	百万円	1,476,809	1,498,171	1,499,701	1,500,202	1,514,692
1株当たり純資産額	円	1,501.84	1,882.80	1,835.97	1,748.85	1,695.51
1株当たり中間純利益 (△は1株当たり中間純 損失)	円	△382.90	117.67	58.68	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	26.86	187.85
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益	円	—	77.81	53.96	—	—
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	円	—	—	—	17.40	156.92
自己資本比率	%	—	6.3	5.2	—	5.1
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.08	12.50	9.64	11.05	9.41
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	28,347	△4,176	△5,911	76,937	14,241
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△30,412	△20,828	7,288	△67,740	△18,929
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,759	9,391	△462	△2,364	△11,210
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	29,757	24,805	25,428	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	40,424	24,520
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,324 [352]	1,295 [358]	1,297 [373]	1,300 [349]	1,278 [364]
信託財産額	百万円	1,020	157	35	267	84

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載してあります。

3 平成17年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、純損失が計上されているため、記載していません。

4 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用してあります。

5 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出してあります。

6 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出してあります。

- 7 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 8 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを注記しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第90期中	第91期中	第92期中	第90期	第91期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	22,850	19,530	20,622	50,854	39,928
うち信託報酬	百万円	123	2	0	131	3
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△17,893	4,388	3,864	1,698	7,955
中間純利益 (△は中間純損失)	百万円	△10,741	3,384	2,240	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	1,330	5,823
資本金	百万円	44,127	44,127	54,127	44,127	54,127
発行済株式総数	千株	普通株 28,907 優先株 8,000	普通株 28,907 優先株 8,000	普通株 39,308 優先株 1,200	普通株 28,907 優先株 8,000	普通株 36,313 優先株 2,460
純資産額	百万円	83,577	94,197	77,910	90,952	76,740
総資産額	百万円	1,472,021	1,492,433	1,492,939	1,494,826	1,508,403
預金残高	百万円	1,350,134	1,359,380	1,378,660	1,361,663	1,397,154
貸出金残高	百万円	1,075,858	1,053,787	1,097,514	1,050,597	1,119,566
有価証券残高	百万円	228,893	283,423	272,872	262,236	282,293
1株当たり中間配当額	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	—	—	—	普通株 — 優先株 75.00	普通株 10.00 優先株 75.00
自己資本比率	%	—	6.3	5.2	—	5.1
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.05	12.37	9.50	10.92	9.27
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,205 [250]	1,174 [252]	1,169 [260]	1,179 [246]	1,159 [254]
信託財産額	百万円	1,020	157	35	267	84
信託勘定貸出金残高	百万円	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	百万円	—	—	—	—	—

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

- 2 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 3 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業務	クレジット カード業務	信用保証業務	事務集中業務	その他	合計
従業員数(人)	1,169 [260]	14 [6]	11 [4]	26 [74]	77 [29]	1,297 [373]

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時雇員672人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[ ]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	1,169 [260]
---------	----------------

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時雇員433人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[ ]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3 当行の従業員組合は、琉球銀行労働組合と称し、組合員数は985人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

4 当行は執行役員制度を導入しており、執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く)は7名であります。なお、執行役員は上記従業員数に含んでおりません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### ・業績

平成19年度上半期の国内経済は、IT部門の調整などから生産や設備投資の一部に弱さがみられましたが、改善の続く企業収益が下支えとなり景気は回復を続けました。

県内経済は、改正建築基準法による建築確認手続きの滞りなどから建設関連に一服感がみられましたが、観光関連が引き続き好調を維持し、個人消費も堅調に推移したことから緩やかに拡大しました。この間、雇用環境では賃金が若干増加するなど改善を示し、企業倒産も落ち着いた動きとなりました。

当行は、公的資金の完済問題を意識した上で、新たな挑戦、本格的な攻めの経営に転換するため、平成19年4月より新中期経営計画「CHALLENGE 51」を開始しました。

「CHALLENGE 51」では中期経営目標に「課題解決機能を発揮して成長する新たなビジネスモデルの確立～新たな成長戦略の展開～」を掲げ、名実ともに質・量、ナンバーワンの銀行として不動の地位を築くことを実現していきます。

平成19年度上期は、この新しい中期経営計画に沿って、新金融サービス、中小企業の資金調達の多様化、顧客基盤の強化などに取り組みました。

新金融サービスについては、平成19年4月に株式会社インフォーマートとの連携により、同社が運営する「沖縄食材市場」を活用した販路拡大支援を開始したほか、顧客向けに会社法セミナー、事業承継個別相談会、M&Aセミナーを開催しました。また、個別の顧客に対するM&Aアドバイザーや事業承継コンサルティング等についても、相談件数は着実に増加しています。

中小企業の資金調達の多様化については、平成19年7月に動産担保融資（ABL：Asset Based Lending）の取り扱いを開始しました。

顧客基盤の強化については、小口の融資商品（商品名「速実行10」）の活用による新規取引先数の拡大や住宅業者との提携住宅ローンの取り扱いを拡大しました。

こうした結果、当中間期における連結経常収益は217億17百万円、連結経常利益は40億10百万円、連結中間純利益は22億67百万円となりました。

連結経常収益は、貸出金平残が順調に増加推移し、貸出金利息が増加したことから前中間連結会計期間比10億32百万円の増収となりました。

連結経常利益は市場金利上昇に伴い預金利回りを引き上げた影響等により資金調達費用が大きく増加したことから、前中間連結会計期間比12億87百万円の減益となりました。

連結中間純利益は、前中間連結会計期間比11億30百万円の減益となりました。

また、連結ベースの主要勘定の動きは、以下のとおりとなりました。

当中間連結会計期末における貸出金の残高は、地公体向けの貸出残高減少などにより前連結会計年度末比215億円減少して1兆982億円となりました。

当中間連結会計期末における有価証券の残高は、国債残高の減少により、前連結会計年度末比94億円減少して2,736億円となりました。

当中間連結会計期末における預金の残高は、法人・公金預金の減少などにより、前連結会計年度末比183億円減少して1兆3,754億円となりました。

当中間連結会計期末における純資産の残高は、中間純利益や配当金の支払いなどにより、前連結会計年度末比12億円増加して800億円となりました。

なお、当行単体における金融再生法に基づく開示債権比率は期中0.29ポイント改善し3.92%となりました。

・キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、季節要因によるコールローン等の増加などにより59億11百万円の支出（前中間連結会計期間比17億35百万円の支出増加）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、債券等を中心とした有価証券の売却を主因に72億88百万円の収入（前中間連結会計期間比281億16百万円の収入増加）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金支払いなどにより4億62百万円の支出（前中間連結会計期間比98億53百万円の支出増加）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期末の現金及び現金同等物の残高は、254億28百万円となり、前連結会計年度末比9億8百万円増加いたしました。

## (1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間における資金運用収支は137億48百万円、信託報酬は0百万円、役務取引等収支は23億89百万円、その他業務収支は19百万円となっております。

部門別にみますと、国内部門の資金運用収支は136億37百万円、国際部門の資金運用収支は112百万円となっております。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	14,168	69	0	14,237
	当中間連結会計期間	13,637	112	1	13,748
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	14,868	936	64	16,868
	当中間連結会計期間	15,869	1,168	71	17,108
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	700	866	64	1,630
	当中間連結会計期間	2,232	1,055	69	3,356
信託報酬	前中間連結会計期間	2	—	—	2
	当中間連結会計期間	0	—	—	0
役務取引等収支	前中間連結会計期間	3,068	22	563	3,653
	当中間連結会計期間	2,957	21	589	3,567
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,771	45	1,092	5,908
	当中間連結会計期間	4,679	42	1,081	5,802
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,702	22	529	2,253
	当中間連結会計期間	1,722	20	491	2,233
その他業務収支	前中間連結会計期間	△60	141	—	81
	当中間連結会計期間	△107	126	—	19
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	21	141	—	162
	当中間連結会計期間	218	126	—	344
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	81	—	—	81
	当中間連結会計期間	326	—	—	326

(注) 1 国内業務部門は当行の円建取引及び子会社取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間における資金運用勘定の平均残高は1兆4,077億62百万円、そのうち貸出金が1兆673億21百万円、有価証券が2,952億18百万円となっております。資金運用利回りは2.39%、そのうち貸出金が2.69%、有価証券が0.86%となっております。

一方、資金調達勘定の平均残高は1兆3,776億47百万円、そのうち預金が1兆3,668億51百万円となっております。資金調達利回りは0.45%、そのうち預金が0.43%となっております。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,394,109	14,868	2.12
	当中間連結会計期間	1,401,180	15,869	2.25
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,015,026	13,674	2.68
	当中間連結会計期間	1,073,401	14,509	2.69
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	633	5	1.87
	当中間連結会計期間	156	0	0.68
うち有価証券	前中間連結会計期間	283,660	1,107	0.77
	当中間連結会計期間	282,944	1,229	0.86
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	59,613	30	0.10
	当中間連結会計期間	38,181	96	0.50
うち預け金	前中間連結会計期間	3,475	0	0.01
	当中間連結会計期間	3,555	3	0.17
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(22,830) 1,335,675	(16) 700	0.10
	当中間連結会計期間	(28,343) 1,371,379	(62) 2,232	0.32
うち預金	前中間連結会計期間	1,300,328	521	0.08
	当中間連結会計期間	1,326,250	1,949	0.29
うち借入金	前中間連結会計期間	9,790	94	1.92
	当中間連結会計期間	9,720	99	2.04
うち社債	前中間連結会計期間	5,519	65	2.36
	当中間連結会計期間	10,000	120	2.39

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、当行以外の(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 ( )内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。



② 国際

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(22,830) 38,907	(16) 936	4.79
	当中間連結会計期間	(28,343) 44,330	(62) 1,168	5.25
うち有価証券	前中間連結会計期間	14,634	87	1.18
	当中間連結会計期間	12,277	54	0.88
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	962	24	5.08
	当中間連結会計期間	3,303	89	5.38
資金調達勘定	前中間連結会計期間	39,205	866	4.40
	当中間連結会計期間	44,016	1,055	4.78
うち預金	前中間連結会計期間	39,132	866	4.41
	当中間連結会計期間	43,923	1,055	4.79

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、当行以外の(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 ( )内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,410,187	9,932	1,400,255	15,788	64	15,723	2.23
	当中間連結会計期間	1,417,168	9,405	1,407,762	16,974	71	16,903	2.39
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,015,026	6,522	1,008,504	13,674	64	13,610	2.69
	当中間連結会計期間	1,073,401	6,080	1,067,321	14,509	67	14,442	2.69
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	633	—	633	5	—	5	1.87
	当中間連結会計期間	156	—	156	0	—	0	0.68
うち有価証券	前中間連結会計期間	298,294	7	298,286	1,195	0	1,194	0.79
	当中間連結会計期間	295,221	2	295,218	1,283	1	1,282	0.86
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	60,575	—	60,575	55	—	55	0.18
	当中間連結会計期間	41,485	—	41,485	185	—	185	0.89
うち預け金	前中間連結会計期間	3,475	3,402	73	0	0	0	0.02
	当中間連結会計期間	3,555	3,323	231	3	2	0	0.11
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,352,050	9,925	1,342,125	1,550	64	1,485	0.22
	当中間連結会計期間	1,387,051	9,403	1,377,647	3,225	69	3,155	0.45
うち預金	前中間連結会計期間	1,339,461	3,402	1,336,058	1,388	0	1,387	0.20
	当中間連結会計期間	1,370,174	3,323	1,366,851	3,005	2	3,002	0.43
うち借入金	前中間連結会計期間	9,790	6,522	3,267	94	64	30	1.84
	当中間連結会計期間	9,720	6,080	3,639	99	67	32	1.78
うち社債	前中間連結会計期間	5,519	—	5,519	65	—	65	2.36
	当中間連結会計期間	10,000	—	10,000	120	—	120	2.39

(注) 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

(3) 国内・国際部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間における役務取引等収益は36億41百万円、そのうち為替業務によるもの9億9百万円、クレジットカード業務によるもの5億22百万円、預金・貸出業務によるもの3億70百万円となっております。一方役務取引等費用は12億51百万円、そのうち為替業務によるもの1億61百万円となっております。その結果、役務取引等収支は23億89百万円となっております。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,771	45	1,092	3,724
	当中間連結会計期間	4,679	42	1,081	3,641
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	403	—	—	403
	当中間連結会計期間	370	—	—	370
うち為替業務	前中間連結会計期間	876	44	0	921
	当中間連結会計期間	867	42	0	909
うち代理業務	前中間連結会計期間	232	—	—	232
	当中間連結会計期間	251	—	—	251
うちクレジット カード業務	前中間連結会計期間	614	—	—	614
	当中間連結会計期間	522	—	—	522
うち保証業務	前中間連結会計期間	760	0	479	280
	当中間連結会計期間	721	0	442	279
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	65	—	—	65
	当中間連結会計期間	34	—	—	34
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,702	22	529	1,196
	当中間連結会計期間	1,722	20	491	1,251
うち為替業務	前中間連結会計期間	132	22	—	155
	当中間連結会計期間	140	20	—	161

(注) 1 国内業務部門は当行の円建取引及び(連結)子会社取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

2 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

[次へ](#)

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,324,914	34,465	3,452	1,355,927
	当中間連結会計期間	1,344,649	34,011	3,228	1,375,432
うち流動性預金	前中間連結会計期間	707,033	—	1,852	705,180
	当中間連結会計期間	711,313	—	728	710,585
うち定期性預金	前中間連結会計期間	593,275	—	1,600	591,675
	当中間連結会計期間	615,420	—	2,500	612,920
うちその他	前中間連結会計期間	24,605	34,465	—	59,071
	当中間連結会計期間	17,915	34,011	—	51,926
譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
総合計	前中間連結会計期間	1,324,914	34,465	3,452	1,355,927
	当中間連結会計期間	1,344,649	34,011	3,228	1,375,432

(注) 1 国内業務部門は当行の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金

4 相殺消去額欄は、連結会社間の内部取引消去額を計上しております。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,054,004	100.00	1,098,273	100.00
製造業	51,615	4.90	58,121	5.29
農業	2,681	0.25	2,490	0.23
林業	9	0.00	7	0.00
漁業	731	0.07	719	0.06
鉱業	1,699	0.16	1,894	0.17
建設業	70,190	6.66	62,070	5.65
電気・ガス・熱供給・水道業	11,082	1.05	11,281	1.03
情報通信業	7,155	0.68	6,585	0.60
運輸業	16,781	1.59	23,092	2.10
卸売・小売業	114,264	10.84	114,096	10.39
金融・保険業	27,411	2.60	26,106	2.38
不動産業	175,874	16.69	193,015	17.57
各種サービス業	185,726	17.62	171,758	15.64
地方公共団体	68,526	6.50	96,499	8.79
その他	320,253	30.39	330,532	30.10
合計	1,054,004	—	1,098,273	—

(注) 1 国内とは、当行及び(連結)子会社であります。

2 海外及び特別国際金融取引勘定分については、該当ありません。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

[次へ](#)

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	国際	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	176,787	—	176,787
	当中間連結会計期間	165,141	—	165,141
地方債	前中間連結会計期間	21,354	—	21,354
	当中間連結会計期間	18,744	—	18,744
社債	前中間連結会計期間	39,629	—	39,629
	当中間連結会計期間	44,207	—	44,207
株式	前中間連結会計期間	16,597	—	16,597
	当中間連結会計期間	16,652	—	16,652
その他の証券	前中間連結会計期間	17,991	11,616	29,608
	当中間連結会計期間	15,343	13,542	28,885
合計	前中間連結会計期間	272,359	11,616	283,976
	当中間連結会計期間	260,089	13,542	273,631

(注) 1 国内業務部門は円建有価証券、国際業務部門は外貨建有価証券であります。ただし、円建外国債券は国際業務部門に含めております。

2 外貨建有価証券及び円建外国債券は、「その他の証券」に計上しております。

(7) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は提出会社1社です。

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
その他債権	—	—	—	—
銀行勘定貸	157	100.00	35	100.00
合計	157	100.00	35	100.00

負債				
科目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	157	100.00	35	100.00
合計	157	100.00	35	100.00

(注) 共同信託他社管理財産はございません。

② 元本補てん契約のある信託の運用／受入状況

科目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)
	金銭信託(百万円)	金銭信託(百万円)
銀行勘定貸	157	35
その他	—	—
資産計	157	35
元本	157	35
その他	0	0
負債計	157	35

[前へ](#)

[次へ](#)

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

## 1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	15,467	14,921	△546
うち信託報酬	2	0	△2
経費(除く臨時処理分)	10,122	10,387	265
人件費	4,730	4,591	△139
物件費	4,838	5,186	348
税金	553	608	55
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	5,345	4,534	△811
一般貸倒引当金繰入額	—	1,151	1,151
業務純益	5,345	3,383	△1,962
うち債券関係損益	△42	△103	△61
臨時損益	△955	485	1,440
株式関係損益	△244	△67	177
銀行勘定不良債権処理損失	1,460	△375	△1,835
貸出金償却	726	334	△392
個別貸倒引当金繰入額	—	△764	△764
その他の債権売却損等	734	55	△679
その他臨時損益	749	177	△572
経常利益	4,388	3,864	△524
特別損益	1,364	△33	△1,397
うち固定資産処分損益	△41	△30	11
うち減損損失	9	47	38
うち役員退職慰労引当金繰入額	—	165	165
うち償却債権取立益	620	210	△410
うち貸倒引当金戻入益	794	—	△794
税引前中間純利益	5,752	3,830	△1,922
法人税、住民税及び事業税	14	196	182
法人税等調整額	2,352	1,393	△959
中間純利益	3,384	2,240	△1,144

(注) 1 業務粗利益＝信託報酬＋(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋その他業務収支

2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものです。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

6 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

7 前中間会計期間は個別貸倒引当金、一般貸倒引当金とも取崩であったため、特別利益へ貸倒引当金戻入益として計上しております。

[前へ](#)

[次へ](#)



## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.08	2.22	0.14
(イ)貸出金利回	2.62	2.64	0.02
(ロ)有価証券利回	0.77	0.86	0.09
(2) 資金調達原価 ②	1.51	1.74	0.23
(イ)預金等利回	0.08	0.29	0.21
(ロ)外部負債利回	0.24	0.24	0.00
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.57	0.48	△0.09

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 信託勘定を含んでおります。

## 3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	11.51	11.69	0.18
業務純益ベース	11.51	8.72	△2.79
中間純利益ベース	7.29	5.77	△1.52

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 銀行勘定

① 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
預金(未残)	1,359,380	1,378,660	19,280
預金(平残)	1,339,461	1,370,174	30,713
貸出金(未残)	1,053,787	1,097,514	43,727
貸出金(平残)	1,008,601	1,066,816	58,215

② 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
個人	905,119	938,168	33,049
法人	358,073	355,790	△2,283
合計	1,263,193	1,293,958	30,765

③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	336,030	338,637	2,607
住宅ローン残高	275,995	281,901	5,906
その他ローン残高	60,034	56,736	△3,298

④ 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	896,365	900,525	4,160
総貸出金残高	②	百万円	1,053,787	1,097,514	43,727
中小企業等貸出金比率	①/②	%	85.06	82.05	△3.01
中小企業等貸出先件数	③	件	100,419	98,565	△1,854
総貸出先件数	④	件	100,518	98,675	△1,843
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.90	99.88	△0.02

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(2) 信託勘定

① 元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

			前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	金銭信託	末残	157	35	△122
		平残	203	60	△143
貸出金	金銭信託	末残	—	—	—
		平残	—	—	—

② 元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	110	31	△79
法人	46	4	△42
合計	157	35	△122

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	78	446	81	627
保証	840	13,673	752	12,805
計	918	14,119	833	13,432

[前へ](#)

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	44,067	54,072
	うち非累積的永久優先株	20,000	6,000
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	29,637	10,004
	利益剰余金	21,104	14,399
	自己株式(△)	72	89
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	1,280	1,189
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,787	2,002
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当 額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	4,016
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	95,243	75,184
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,770	1,760
	一般貸倒引当金	5,603	5,986
	負債性資本調達手段等	10,000	10,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	10,000	10,000
	計	17,373	17,747
	うち自己資本への算入額 (B)	17,373	17,747

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
控除項目	控除項目(注4) (C)	550	550
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	112,067	92,380

リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	884,672	874,076
	オフ・バランス取引等項目	11,843	9,565
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	883,641
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	74,180
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	5,934
	計(E)+(F)(注5) (H)	896,515	957,821
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		12.50	9.64
(参考)Tier 1 比率=A/H×100(%)		—	7.84

(注) 1 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

[前へ](#)

[次へ](#)

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年 9月30日	平成19年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	44,067	54,072
	うち非累積的永久優先株	20,000	6,000
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	—	10,000
	その他資本剰余金	29,632	—
	利益準備金	120	210
	その他利益剰余金	20,813	14,002
	その他	—	—
	自己株式(△)	56	73
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	1,281	1,190
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	4,016
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	93,295	73,005
うちステップ・アップ金利条項付の優先出 資証券(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,770	1,760
	一般貸倒引当金	5,560	5,925
	負債性資本調達手段等	10,000	10,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	10,000	10,000
	計	17,330	17,686
	うち自己資本への算入額 (B)	17,330	17,686
控除項目	控除項目(注4) (C)	550	550
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	110,075	90,141
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	877,876	867,119
	オフ・バランス取引等項目	11,746	10,474
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	877,594
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	70,538
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	5,643
	計(E)+(F)(注5) (H)	889,623	948,133

平成18年 9月30日	平成19年 9月30日
-------------	-------------

項目	金額(百万円)	金額(百万円)
単体自己資本比率(国内基準) = D/H×100 (%)	12.37	9.50
(参考)Tier 1 比率 = A/H×100(%)	—	7.69

- (注) 1 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
- 5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	99	60
危険債権	419	214
要管理債権	235	161
正常債権	9,952	10,700

[前へ](#)



## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更および新たに生じた課題はありません。

## 4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

## 5 【研究開発活動】

該当ありません。

# 第3 【設備の状況】

## 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

## 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	99,000,000
第一種優先株式	8,000,000
第二種優先株式	4,600,000
計	111,600,000

(注) 当行定款第5条に次のとおり規定しております。

「当銀行の発行可能株式総数は11,160万株とし、9,900万株は普通株式の発行可能種類株式総数、800万株は第一種優先株式の発行可能種類株式総数、460万株は第二種優先株式の発行可能種類株式総数とする。」

##### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	39,308,470	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	議決権を有しております。
第一種優先株式	1,200,000	同左	—	(注) 1
第二種優先株式	—	—	—	(注) 2
計	40,508,470	同左	—	—

(注) 1 第一種優先株式の内容については次のとおりであります。

#### (1) 剰余金の配当

##### ① 優先株主配当金

毎年決算日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき、年75円00銭の優先株主配当金を支払う。

##### ② 配当非累積条項

ある営業年度において本優先株主に対して支払う剰余金の配当の額が、上記優先株主配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

##### ③ 配当非参加条項

第一種優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

##### ④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対して、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき37円50銭を支払う。

#### (2) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株式を有する株主に対し普通株主に先立ち、1株につき5,000円の金銭を他の種類の優先株主と同順位にて支払う。本優先株主に対しては、上記5,000円のほか残余財産の分配は行わない。

#### (3) 議決権条項

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、当行株主総会における議決権を有しない。

#### (4) 株式の併合又は分割及び無償割当等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式について、株式の併合又は分割を行わない。本優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

#### (5) 取得請求権

本優先株主は、以下の各号に従い、当行に対し本優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求する

ことができる。

①取得を請求し得べき期間

平成12年12月29日から平成22年9月30日までの間で発行に際して取締役会で定める期間とする。

②当初交付価額

当初交付価額は平成12年12月29日の時価とする。ただし、計算の結果当初交付価額が1,150円(以下「下限交付価額」という)を下回る場合には、下限交付価額を当初交付価額とする。

「平成12年12月29日の時価」とは平成12年12月29日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)を円位未満小数第2位まで算出し、その少数第2位を四捨五入する。尚、上記45取引日の間に、下記③に定める交付価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は③に準じて調整される。

③交付価額の修正

交付価額は、平成13年9月30日以降平成22年9月30日までの毎年9月30日(以下それぞれ「修正日」という)にその時点での時価に修正される。尚、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後交付価額が下限交付価額を下回る場合は修正後交付価額は下限交付価額とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)を円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。尚、上記45取引日の間に、下記④に定める交付価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は④に準じて調整される。

④交付価額の調整

本優先株式発行後、当行が1株当たり時価を下回る払込み金額での新たな普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、交付価額(下限交付価額を含む)を次に定める算式(以下「交付価額調整式」という)により調整する。ただし、交付価額調整式により計算される交付価額が1,000円を下回る場合には、1,000円をもって調整後交付価額とする。

調整後交付価額 = 調整前交付価額 × (既発行普通株式数 + (新規発行普通株式数 × 1株当たり払込み金額) / 1株当たり時価) / (既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数)

⑤交付により発行すべき普通株式数

本優先株式の取得請求により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

交付により発行すべき普通株式数 = (本優先株主が交付請求のために提出した本優先株式の発行価額総額) / 交付価額

⑥優先株式の一斉取得

本優先株式のうち、平成22年9月30日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成22年10月1日(以下一斉取得日という)をもって、本優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式を交付すると引換えに取得する。当該平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、この場合当該平均値が1,150円を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を1,150円で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

2 第二種優先株式は平成19年6月26日をもって普通株式への転換が全株完了いたしました。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日 (注)	1,735	40,508	—	54,127,114	—	10,000,000

(注) 第二種優先株式が普通株式へ転換されたことによる普通株式の増加及び第二種優先株式消却による減少であります。なお、当該期間に係るそれぞれの増減は以下のとおりとなっております。

普通株式増加数 2,995千株  
第二種優先株式減少数 1,260千株

(5) 【大株主の状況】

## ① 普通株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,973	5.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,003	2.55
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドンエスエルオムニバスアカウント(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	英国ロンドン市コールマンストリート ウールゲートハウス EC2P 2HD (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	802	2.04
琉球銀行行員持株会	沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号	735	1.86
沖縄電力株式会社	沖縄県浦添市牧港5丁目2番1号	689	1.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	618	1.57
大同火災海上保険株式会社	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号	585	1.48
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィ スタワーZ棟	582	1.48
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	516	1.31
オリオンビール株式会社	沖縄県浦添市字城間1985番地の1	507	1.29
計	—	8,014	20.39

## ② 第一種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	1,200	100.00
計	—	1,200	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	(第一種優先株式) 1,200,000	—	(1)株式の総数等欄ご参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	
議決権制限株式(その他)	—	—	
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 35,600	—	普通株式であります。
完全議決権株式(その他)	39,051,700	390,517	普通株式であります。
単元未満株式	221,170	—	普通株式であります。
発行済株式総数	40,508,470	—	—
総株主の議決権	—	390,517	—

(注) 1. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が10,400株(議決権104個)含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式76株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 当行	沖縄県那覇市久茂地 1丁目11番1号	35,600	—	35,600	0.08
計	—	35,600	—	35,600	0.08

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	2,880	2,660	2,335	2,135	1,958	1,855
最低(円)	2,400	2,235	2,010	1,780	1,573	1,359

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

## 第5 【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、くもじ監査法人及び新日本監査法人の監査を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※9	25,682	1.71	26,310	1.76	25,283	1.67
コールローン及び買入手形		80,789	5.39	41,994	2.80	24,279	1.60
買入金銭債権		2,972	0.20	2,462	0.16	2,742	0.18
商品有価証券		453	0.03	9	0.00	11	0.00
金銭の信託		2,996	0.20	2,996	0.20	2,996	0.20
有価証券	※1, 9, 15	283,976	18.95	273,631	18.25	283,036	18.69
貸出金	※2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10	1,054,004	70.35	1,098,273	73.23	1,119,815	73.93
外国為替	※8	391	0.04	376	0.03	378	0.03
その他資産	※9	13,400	0.89	13,984	0.93	15,221	1.00
有形固定資産	※11, 12, 13	20,475	1.37	20,294	1.35	20,385	1.35
無形固定資産		2,719	0.18	2,699	0.18	2,428	0.16
繰延税金資産		23,321	1.56	20,277	1.35	20,879	1.38
支払承諾見返	※15	14,215	0.95	13,522	0.90	13,693	0.90
貸倒引当金	※6	△27,227	△1.82	△17,130	△1.14	△16,459	△1.09
資産の部合計		1,498,171	100.00	1,499,701	100.00	1,514,692	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※9	1,355,927	90.51	1,375,432	91.71	1,393,736	92.01
借入金	※9	3,264	0.22	3,708	0.25	3,616	0.24
外国為替		89	0.00	112	0.01	64	0.01
社債	※14	10,000	0.67	10,000	0.67	10,000	0.66
信託勘定借	※16	157	0.00	35	0.00	84	0.01
その他負債		9,098	0.61	11,992	0.80	10,014	0.66
賞与引当金		407	0.02	445	0.03	564	0.04
退職給付引当金		5,778	0.39	983	0.07	1,026	0.07
役員退職慰労引当金		—	—	190	0.01	—	—
睡眠預金払戻引当金		—	—	110	0.01	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※11	3,086	0.21	3,077	0.20	3,078	0.20
支払承諾	※15	14,215	0.95	13,522	0.90	13,693	0.90
負債の部合計		1,402,026	93.58	1,419,611	94.66	1,435,880	94.80
(純資産の部)							
資本金		44,127	2.95	54,127	3.61	54,127	3.57
資本剰余金		29,637	1.98	10,004	0.67	10,004	0.67
利益剰余金		21,104	1.40	14,399	0.96	12,583	0.83
自己株式		△72	△0.00	△89	△0.01	△81	△0.01
株主資本合計		94,796	6.33	78,442	5.23	76,634	5.06
その他有価証券評価差額金		△1,280	△0.09	△1,189	△0.08	△576	△0.04
繰延ヘッジ損益		△6	△0.00	0	0.00	△3	△0.00
土地再評価差額金	※11	848	0.06	835	0.06	835	0.06
評価・換算差額等合計		△438	△0.03	△354	△0.02	255	0.01
少数株主持分		1,787	0.12	2,002	0.13	1,922	0.13
純資産の部合計		96,145	6.42	80,089	5.34	78,812	5.20
負債及び純資産の部合計		1,498,171	100.00	1,499,701	100.00	1,514,692	100.00



② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		20,685	100.00	21,717	100.00	42,195	100.00
資金運用収益		15,723		16,903		32,417	
(うち貸出金利息)		(13,610)		(14,442)		(27,925)	
(うち有価証券利息配当金)		(1,200)		(1,283)		(2,633)	
信託報酬		2		0		3	
役務取引等収益		3,724		3,641		7,372	
その他業務収益		162		345		497	
その他経常収益		1,072		826		1,904	
経常費用		15,387	74.39	17,706	81.54	33,714	79.90
資金調達費用		1,485		3,155		3,583	
(うち預金利息)		(1,387)		(3,002)		(3,331)	
役務取引等費用		1,196		1,251		2,420	
その他業務費用		81		326		130	
営業経費		10,529		10,845		21,165	
その他経常費用	※1	2,094		2,127		6,415	
経常利益		5,297	25.61	4,010	18.46	8,481	20.10
特別利益	※2	794	3.84	216	0.99	2,455	5.82
特別損失	※3	51	0.25	243	1.11	105	0.25
税金等調整前中間(当期)純利益		6,041	29.20	3,983	18.34	10,831	25.67
法人税、住民税及び事業税		326	1.58	629	2.90	591	1.40
法人税等調整額		2,120	10.25	1,003	4.62	4,087	9.69
少数株主利益		196	0.95	81	0.38	329	0.78
中間(当期)純利益		3,397	16.42	2,267	10.44	5,824	13.80

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	44,127	29,637	18,296	△65	91,995
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△601	—	△601
中間純利益	—	—	3,397	—	3,397
自己株式の取得	—	—	—	△6	△6
土地再評価差額金の取崩	—	—	4	—	4
連結子会社減少による利益剰余金増加額	—	—	7	—	7
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	2,807	△6	2,800
平成18年9月30日残高(百万円)	44,127	29,637	21,104	△72	94,796

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	△1,753	—	852	△901	1,590	92,685
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△601
中間純利益	—	—	—	—	—	3,397
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△6
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	4
連結子会社減少による利益剰余金増加額	—	—	—	—	—	7
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	472	△6	△4	462	197	659
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	472	△6	△4	462	197	3,459
平成18年9月30日残高(百万円)	△1,280	△6	848	△438	1,787	96,145

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	54,127	10,004	12,583	△81	76,634
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△452	—	△452
中間純利益	—	—	2,267	—	2,267
自己株式の取得	—	—	—	△7	△7
土地再評価差額金の取崩	—	—	0	—	0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	1,815	△7	1,807
平成19年9月30日残高(百万円)	54,127	10,004	14,399	△89	78,442

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	△576	△3	835	255	1,922	78,812
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△452
中間純利益	—	—	—	—	—	2,267
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△7
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△613	3	△0	△610	80	△530
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△613	3	△0	△610	80	1,277
平成19年9月30日残高(百万円)	△1,189	0	835	△354	2,002	80,089

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	44,127	29,637	18,296	△65	91,995
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(注1)	10,000	10,000	—	—	20,000
剰余金の配当(注2)	—	—	△601	—	△601
当期純利益	—	—	5,824	—	5,824
自己株式の取得(注3)	—	—	—	△40,608	△40,608
自己株式の消却(注3)	—	△29,632	△10,960	40,592	—
土地再評価差額金の取崩額	—	—	16	—	16
連結子会社減少による 利益剰余金増加額	—	—	7	—	7
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	10,000	△19,632	△5,713	△15	△15,361
平成19年3月31日残高(百万円)	54,127	10,004	12,583	△81	76,634

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	△1,753	—	852	△901	1,590	92,685
連結会計年度中の変動額						
新株の発行(注1)	—	—	—	—	—	20,000
剰余金の配当(注2)	—	—	—	—	—	△601
当期純利益	—	—	—	—	—	5,824
自己株式の取得(注3)	—	—	—	—	—	△40,608
自己株式の消却(注3)	—	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩額	—	—	—	—	—	16
連結子会社減少による 利益剰余金増加額	—	—	—	—	—	7
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,177	△3	△16	1,157	331	1,488
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	1,177	△3	△16	1,157	331	△13,873
平成19年3月31日残高(百万円)	△576	△3	835	255	1,922	78,812

- (注) 1 平成18年10月第2種優先株式400万株の発行に伴うものであります。  
 2 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。  
 3 平成18年10月の第1種優先株式680万株の自己株式取得及び消却に伴うものであります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		6,041	3,983	10,831
減価償却費		675	755	1,353
減損損失		9	47	9
持分法による投資損益(△)		△7	△22	△14
貸倒引当金の増加額		△2,366	671	△13,134
賞与引当金の増加額		△5	△119	151
退職給付引当金の増加額		145	△43	△4,606
役員退職慰労引当金の増加額		—	190	—
睡眠預金払戻引当金の増加額		—	110	—
資金運用収益		△15,723	△16,903	△32,417
資金調達費用		1,485	3,155	3,583
有価証券関係損益(△)		279	176	△99
為替差損益(△)		△14	6	△18
固定資産処分損益(△)		10	27	59
商品有価証券の純増(△)減		72	2	514
貸出金の純増(△)減		△3,818	21,541	△69,629
預金の純増減(△)		△2,384	△18,304	35,424
借入金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減(△)		△34	91	318
預け金(日銀預け金等を除く) の純増(△)減		543	△119	657
コールローン等の純増(△)減		4,851	△17,431	61,592
外国為替(資産)の純増(△)減		3	1	15
外国為替(負債)の純増減(△)		10	48	△14
信託勘定借の純増減(△)		△110	△48	△183
資金運用による収入		15,660	16,859	32,416
資金調達による支出		△1,939	△2,769	△3,260
その他		△5,118	2,678	△6,607
小計		△1,735	△5,413	16,940
法人税等の支払額		△2,440	△498	△2,698
営業活動による キャッシュ・フロー		△4,176	△5,911	14,241

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△81,197	△29,720	△115,337
有価証券の売却による収入		7,907	32,470	33,021
有価証券の償還による収入		52,623	5,407	64,078
有形固定資産の取得による支出		△185	△408	△435
無形固定資産の取得による支出		△46	△461	△363
有形固定資産の売却による収入		70	—	107
投資活動による キャッシュ・フロー		△20,828	7,288	△18,929
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付社債の発行による収入		10,000	—	10,000
株式の発行による収入		—	—	20,000
配当金支払額		△600	△452	△600
少数株主への配当金支払額		△1	△1	△1
自己株式の取得による支出		△6	△7	△40,608
財務活動による キャッシュ・フロー		9,391	△462	△11,210
IV 現金及び現金同等物 に係る換算差額		0	△6	1
V 現金及び現金同等物 の増加額		△15,611	908	△15,896
VI 現金及び現金同等物 の期首残高		40,424	24,520	40,424
VII 連結除外に伴う現金及び現金 同等物の減少額		△7	—	△7
VIII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※1	24,805	25,428	24,520

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 5社                      主要な会社名                      りゅうぎん保証株式会社                      株式会社りゅうぎんディーシー                      なお、株式会社りゅうぎん総合研究所は、設立により当中間連結会計期間から連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 1社                      りゅうぎん総合管理株式会社                      りゅうぎん総合管理株式会社は、現在清算手続き中であり、重要性も乏しいため当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 5社                      主要な会社名                      りゅうぎん保証株式会社                      株式会社りゅうぎんディーシー</p> <p>(2) 非連結子会社                      該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 5社                      主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。                      なお、株式会社りゅうぎん総合研究所は、設立により当連結会計年度から連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社                      該当ありません。                      なお、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外してあったりゅうぎん総合管理株式会社は、清算が完了いたしました。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社                      該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 1社                      会社名                      株式会社琉球リース</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社                      りゅうぎん総合管理株式会社                      りゅうぎん総合管理株式会社は、現在清算手続き中であり、重要性も乏しいため持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社                      該当ありません。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社                      該当ありません。</p> <p>(4) 同左</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社                      該当ありません。                      なお、当中間連結会計期間に持分法の対象から除いてあったりゅうぎん総合管理株式会社は、清算が完了いたしました</p> <p>(4) 同左</p>
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。                      9月末日 5社</p> <p>(2) 連結される子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。                      3月末日 5社</p> <p>(2) 連結される子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p>
	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法                      商品有価証券の評価</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法                      同左</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法                      同左</p>

<p>は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。</p>		
<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>
<p>(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：5年～50年 動産：2年～10年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：5年～50年 動産：2年～10年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：5～50年 動産：2～10年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>



	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ1百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	
	<p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>② 無形固定資産</p> <p>同左</p>	<p>② 無形固定資産</p> <p>同左</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法</p> <p>社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法</p> <p>当行の社債発行費及び株式交付費は資産として計上し、株式交付費については3年間の均等償却、社債発行費については、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,909百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,965百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,384百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(7) 賞与引当金の計上基準 同左	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理	(8) 退職給付引当金の計上基準 同左	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>数理計算上の差異</p> <p>各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p>		<p>数理計算上の差異</p> <p>各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p>
	—————	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は25百万円、特別損失は165百万円それぞれ増加し、経常利益は25百万円、税金等調整前中間純利益は190百万円それぞれ減少しております。</p>	—————

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(10) 睡眠預金払戻引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の支払実績に基づき、必要と認められた額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>一定の要件を満たす睡眠預金については、従来時効預金として負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、「監査・保証実務委員会報告第42号」が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べその他経常費用は110百万円増加し、税金等調整前中間純利益は同額減少しております。</p>	
	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社は外貨建資産・負債を保有しておりません。</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社は外貨建資産・負債を保有しておりません。</p>
	<p>(10) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(12) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>	<p>(10) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(11)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>なお、一部の資産・負債について金利スワップの特例処理を行っておりますが、特例処理に係る金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p> <p>連結子会社のうち1社のヘッジ会計の方法は、一部の負債について金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>なお、一部の資産・負債について金利スワップの特例処理を行っておりますが、特例処理に係る金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p> <p>連結子会社のヘッジ会計の方法は、一部の負債について金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(11)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスクヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスクヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスクヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>連結子会社は、ヘッジ会計を行っておりません。</p>	<p>(ロ)為替変動リスクヘッジ 同左</p>
	<p>(12)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(14)消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(12)消費税等の会計処理 同左</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、現金、日本銀行への預け金、要求払預金及び預入期間が3ヵ月以下の定期預金であります。</p>	同左	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、現金、日本銀行への預け金、要求払預金及び預入期間が3ヵ月以下の定期預金であります。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は94,363百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。</p> <p>これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は76,893百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。</p> <p>これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に</p>



前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する実務対応報告)</p> <p>「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行費はございません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることとなったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する実務対応報告)</p> <p>「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、社債発行費については、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行費はございません。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部に次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式130百万円を含んでおりません。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,129百万円、延滞債権額は52,111百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,388百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は23,411百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式153百万円を含んでおりません。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,691百万円、延滞債権額は28,986百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,608百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,800百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式132百万円を含んでおりません。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,593百万円、延滞債権額は27,520百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,051百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は20,923百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は79,040百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 貸出債権流動化により会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、70,310百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を24,225百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額94,535百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は48,086百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 貸出債権流動化により会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、60,467百万円あります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を23,461百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額83,928百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、8,008百万円あります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,089百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 貸出債権流動化により会計上売却処理をした貸出金の元本の当連結会計年度末残高の総額は、65,528百万円あります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を23,843百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額89,371百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、13,004百万円あります。</p>
<p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,345百万円あります。</p>	<p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,284百万円あります。</p>	<p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は16,521百万円あります。</p>
<p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 5,845百万円 預け金 6百万円 貸出金 1,061百万円 その他資産 2百万円 担保資産に対応する債務 預金 13,757百万円 借入金 825百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券</p>	<p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 15,814百万円 預け金 25百万円 貸出金 706百万円 その他資産 2百万円 担保資産に対応する債務 預金 6,425百万円 借入金 525百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券</p>	<p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 15,717百万円 預け金 26百万円 貸出金 999百万円 その他資産 2百万円 担保資産に対応する債務 預金 14,389百万円 借入金 675百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>59,984百万円及び預け金6百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は587百万円であります。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、163,449百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが163,349百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>57,616百万円及び預け金16百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は521百万円であります。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、161,459百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが161,259百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>57,652百万円及び預け金16百万円を差し入れております。</p> <p>関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は474百万円であります。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、157,260百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが157,110百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,538百万円</p>
<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 16,468百万円</p>	<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 16,200百万円</p>	<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 16,250百万円</p>
<p>※13 有形固定資産の圧縮記帳額 338百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※13 有形固定資産の圧縮記帳額 338百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※13 有形固定資産の圧縮記帳額 338百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※14 社債は全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>※14 社債は全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>※14 社債は全額劣後特約付社債であります。</p>
<p>※16 当行の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託157百万円であります。</p>	<p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,540百万円であります。</p> <p>※16 当行の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託35百万円あります。</p>	<p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,730百万円あります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、前連結会計年度から相殺しております。</p> <p>※16 当行の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託84百万円あります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1 その他経常費用には、債権売却損831百万円及び貸出金償却789百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別利益には、償却債権取立益626百万円及び貸倒引当金戻入益139百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,055百万円及び貸出金償却373百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別利益は、償却債権取立益216百万円であります。</p> <p>※3 特別損失には、過年度分の役員退職慰労引当金繰入額165百万円及び減損損失47百万円を含んでおります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。 (減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ) 沖縄県内            主な用途 遊休資産等            種類 土地建物            減損損失額 9百万円</p> <p>(ロ) 沖縄県外            主な用途 遊休資産等            種類 土地建物            減損損失額 37百万円</p> <p>当行は営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っており(ただし、出張所等については母店に含めております)、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、連結子会社等は、各社毎にグルーピングを行っております。これらの資産のうち、上記の遊休資産については継続的な地価の下落により、将来的なキャッシュ・フローを生まないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(47百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額の算定は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>※1 「その他の経常費用」には、貸出債権売却損3,038百万円、貸出金償却1,632百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別利益には、償却債権取立益2,413百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。 (減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>沖縄県内            主な用途 遊休資産等            種類 土地建物            減損損失額 9百万円</p> <p>当行は営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っており(ただし、出張所等については母店に含めております)、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、連結子会社等は、各社毎にグルーピングを行っております。これらの資産のうち、上記の遊休資産については継続的な地価の下落により、将来的なキャッシュ・フローを生まないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(9百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額の算定は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式数					
普通株式	28,907	—	—	28,907	
種類株式	8,000	—	—	8,000	
合計	36,907	—	—	36,907	
自己株式					
普通株式	34	2	—	36	(注)
種類株式	—	—	—	—	
合計	34	2	—	36	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	—	—	—	—
	種類株式	600	75.00	平成18年3月31日	平成18年6月29日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるものは、該当ありません

II 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式数					
普通株式	36,313	2,995	—	39,308	(注) 1
第1種優先株式	1,200	—	—	1,200	
第2種優先株式	1,260	—	1,260	—	(注) 1
合計	38,773	2,995	1,260	40,508	
自己株式					
普通株式	40	3	—	44	(注) 2
第1種優先株式	—	—	—	—	
第2種優先株式	—	—	—	—	
合計	40	3	—	44	

(注) 1 第2種優先株式の普通株式への転換に伴うものであります。

2 単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

--	--	--	--	--	--



(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	362	10.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第1種優先株式	90	75.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるものは、該当ありません。

### Ⅲ 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

#### 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	28,907	7,405	—	36,313	(注) 1
第1種優先株式	8,000	—	6,800	1,200	(注) 2
第2種優先株式	—	4,000	2,740	1,260	(注) 3
合計	36,907	11,405	9,540	38,773	
自己株式					
普通株式	34	6	—	40	(注) 4
第1種優先株式	—	6,800	6,800	—	(注) 2
第2種優先株式	—	—	—	—	
合計	34	6,806	6,800	40	

(注) 1 第2種優先株式の普通株式への転換に伴うものであります。

2 平成18年10月の第1種優先株式680万株の自己株式取得及び消却に伴うものであります。

3 平成18年10月の第2種優先株式の発行による増加及び普通株式への転換に伴う消却による減少であります。

4 単元未満株式の買取りによる増加であります。

#### 2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

### 3 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	—	—	—	—
	第1種優先株式	600	75.00	平成18年3月31日	平成18年6月29日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	配当の原資	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	362	10.00	利益剰余金	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第1種優先株式	90	75.00	利益剰余金	平成19年3月31日	平成19年6月29日

#### (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成18年9月30日現在 現金預け金勘定 25,682 3ヵ月超の定期預け金 △30 金融有利息預け金 △13 金融無利息預け金 △834 現金及び現金同等物 <u>24,805</u>	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 26,310 3ヵ月超の定期預け金 △30 金融有利息預け金 △45 金融無利息預け金 △805 現金及び現金同等物 <u>25,428</u>	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成19年3月31日現在 現金預け金勘定 25,283 3ヵ月超の定期預け金 △30 金融有利息預け金 △43 金融無利息預け金 △689 現金及び現金同等物 <u>24,520</u>

[前へ](#)      [次へ](#)

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額
取得価額相当額	取得価額相当額	取得価額相当額
動産 65百万円	動産 38百万円	動産 30百万円
その他 一百万円	その他 一百万円	その他 一百万円
合計 65百万円	合計 38百万円	合計 30百万円
減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
動産 49百万円	動産 11百万円	動産 20百万円
その他 一百万円	その他 一百万円	その他 一百万円
合計 49百万円	合計 11百万円	合計 20百万円
減損損失累計額相当額	減損損失累計額相当額	減損損失累計額相当額
動産 一百万円	動産 一百万円	動産 一百万円
その他 一百万円	その他 一百万円	その他 一百万円
合計 一百万円	合計 一百万円	合計 一百万円
中間連結会計期間末残高相当額	中間連結会計期間末残高相当額	年度末残高相当額
動産 15百万円	動産 27百万円	動産 10百万円
その他 一百万円	その他 一百万円	その他 一百万円
合計 15百万円	合計 27百万円	合計 10百万円
・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	・未経過リース料年度末残高相当額
1年内 9百万円	1年内 8百万円	1年内 5百万円
1年超 12百万円	1年超 19百万円	1年超 9百万円
合計 21百万円	合計 28百万円	合計 15百万円
・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高	・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高	・リース資産減損勘定年度末残高
一百万円	一百万円	一百万円
・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失
支払リース料 7百万円	支払リース料 3百万円	支払リース料 14百万円
リース資産減損勘定の取崩額 一百万円	リース資産減損勘定の取崩額 一百万円	リース資産減損勘定の取崩額 一百万円
減価償却費相当額 6百万円	減価償却費相当額 3百万円	減価償却費相当額 12百万円
支払利息相当額 0百万円	支払利息相当額 0百万円	支払利息相当額 0百万円
減損損失 一百万円	減損損失 一百万円	減損損失 一百万円
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

※中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	9,432	9,444	12
地方債	17,610	17,331	△279
社債	5,078	5,049	△29
合計	32,122	31,825	△296

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	13,646	14,527	880
債券	206,409	203,829	△2,579
国債	169,724	167,354	△2,370
地方債	3,757	3,744	△13
社債	32,927	32,730	△196
その他	32,654	32,232	△422
合計	252,710	250,588	△2,121

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 当中間連結会計期間において、その他有価証券で株式について280百万円減損処理を行っております。これは、下落率50パーセント以上下落した場合は全額減損処理し、下落率30パーセント以上50パーセント未満でも、(1)過去2年間に亘り、株価が30パーセント以上低下している、(2)株式の発行会社が債務超過の状態にある、(3)2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される、のいずれかに該当する場合に減損処理を行ったものであります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	2,069
事業債	1,820

## II 当中間連結会計期間末

※中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権を含めて記載しております。

### 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	9,428	9,455	27
地方債	16,933	16,656	△276
社債	3,869	3,847	△22
合計	30,231	29,959	△271

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

### 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	12,686	13,886	1,200
債券	199,154	196,428	△2,726
国債	158,323	155,819	△2,504
地方債	1,819	1,810	△8
社債	39,011	38,797	△213
その他	31,478	31,035	△442
合計	243,319	241,350	△1,968

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得価額に比べて30%以上下落しており、時価が取得価額まで回復する見込みがあると認められないものについて、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、その差額を減損処理しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式139百万円であります。

### 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	2,659
事業債	1,540

[前へ](#)

[次へ](#)

### Ⅲ 前連結会計年度末

※連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権を含めて記載しております。

#### 1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	11	0

#### 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	9,430	9,442	12	35	22
地方債	17,316	17,047	△269	17	287
社債	4,077	4,050	△26	2	29
合計	30,825	30,541	△283	55	339

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

#### 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	12,862	14,802	1,940	2,569	629
債券	213,839	211,100	△2,738	150	2,889
国債	172,146	169,544	△2,601	103	2,705
地方債	1,878	1,867	△10	—	10
社債	39,814	39,688	△125	47	173
その他	24,392	24,239	△153	185	338
合計	251,093	250,142	△951	2,905	3,857

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 当連結会計年度において、その他有価証券で株式について406百万円減損処理を行っております。これは、下落率50%以上下落した場合は全額減損処理し、下落率30%以上50%未満でも、(1)過去2年間に亘り、株価が30%以上低下している、(2)株式の発行会社が債務超過の状態にある、(3)2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される、のいずれかに該当する場合に減損処理を行ったものであります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)  
該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	32,479	693	195

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	2,728
事業債	1,730

7 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	24,547	145,197	44,400	29,510
国債	14,985	104,426	30,052	29,510
地方債	1,867	7,629	9,687	—
社債	7,694	33,141	4,660	—
その他	899	8,308	2,191	5,190
合計	25,446	153,505	46,591	34,701

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	2,996	2,996	—

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	2,996	2,996	—

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

III 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	2,996	2,996	—	—	—

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。



(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△2,121
その他有価証券	△2,121
(+)繰延税金資産	843
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,277
(△)少数株主持分相当額	3
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△1,280

II 当中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△1,968
その他有価証券	△1,968
(+)繰延税金資産	782
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,185
(△)少数株主持分相当額	4
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	△1,189

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### ○ その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△951
その他有価証券	△951
(+)繰延税金資産	378
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△573
(△)少数株主持分相当額	3
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△576

[前へ](#)

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	1,000	0	0
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	79	0	0
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

## II 当中間連結会計期間末

### (1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	1,000	3	3
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	3	3

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

### (2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	201	1	1
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	1	1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

### (3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

### (4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

### (5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

### (6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### 1 取引の状況に関する事項

##### (1) 取引の内容

当行が行っているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では先物為替予約取引、有価証券関連では債券先物取引・債券先物オプション取引であります。

##### (2) 取組方針

当行では、デリバティブ取引を「市場リスクに対するヘッジ」、「お客様のニーズに対応した新商品の提供」のための手段として位置づけており、短期的な売買による収益手段としての「トレーディング」については取組み致しておりません。

##### (3) 利用目的

上記(2)の取組方針に基づき、金利リスク及び為替変動リスクを回避する目的で、「金融商品会計に関する実務指針」等に準拠する内規により、デリバティブ取引を行っております。

###### ①金利リスクヘッジ

金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジ会計を適用いたします。ヘッジ対象は、貸出金、債券等、ヘッジ手段は金利スワップ等であります。ヘッジ有効性の評価は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に則り行います。

なお、一部の資産・負債について金利スワップの特例処理を行っております。

###### ②為替変動リスクヘッジ

為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジ会計によっております。ヘッジ対象は外貨建金銭債権債務、ヘッジ手段は通貨スワップ及び為替スワップであります。ヘッジ有効性の評価は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に則り行っております。

##### (4) リスクの内容

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、「市場リスク」及び「市場流動性リスク」、「信用リスク」等があります。

市場リスクとは、金融商品の金利変動により生じる金利リスク、為替変動より生じる為替リスク、取引対象資産の価格変動により生じる価格変動リスクを言い、また、市場流動性リスクとは、市場の流動性低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となるリスクのことであります。

信用リスクにつきましては、取引契約の相手方が破綻等により契約が履行されなくなり、当行が被ることとなるリスクであります。

##### (5) リスクの管理体制

リスク管理体制につきましては、市場部門から独立した市場リスク統括部門として、リスク管理部を設置しております。市場部門につきましては、取引の約定を行なう市場取引部門（フロントオフィス）と、運用基準・方針等の遵守状況を把握管理し、ポジション・評価損益・運用状況を定期的にリスク統括部門、担当役員へ報告する市場リスク管理部門（ミドルオフィス）、取引の確認事務、対外決済等勘定処理を行なう後方事務部門（バックオフィス）間による相互牽制体制を敷いております。また、デリバティブ取引の開始に際しましては、リスク管理部と協議の上、ヘッジ方針を明確に定めて取引を開始しております。

##### (6) その他

「取引の時価等に関する事項」における契約額等または想定元本額は、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量または信用リスク量を示すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	1,000	1,000	1	1
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	1	1

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	114	—	0	0
	買建	97	—	0	0
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

- I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)  
該当ありません。
- II 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)  
該当ありません。
- III 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)  
該当ありません。

[前へ](#)



**【事業の種類別セグメント情報】**

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)及び  
当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)及び  
前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部でクレジットカード等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

**【所在地別セグメント情報】**

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)及び  
当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)及び  
前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの所在地は国内のため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

**【国際業務経常収益】**

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)及び  
当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)及び  
前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

国際業務経常収益が、連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	1,882.80	1,835.97	1,695.51
1株当たり中間(当期)純利益	円	117.67	58.68	187.85
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	77.81	53.96	156.92

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 平成18年9月30日	当中間連結会計期間末 平成19年9月30日	前連結会計年度末 平成19年3月31日
純資産の部の合計額	百万円	96,145	80,089	78,812
純資産の部の合計額から控 除する金額	百万円	41,787	8,002	17,312
(うち少数株主持分)	百万円	1,787	2,002	1,922
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	54,357	72,087	61,500
1株当たり純資産額の算定 に用いられた中間期末(期 末)の普通株式の数	千株	28,870	39,264	36,272

2 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりでありま  
す。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	3,397	2,267	5,824
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	90
うち定時株主総会決議によ る優先配当額	百万円	—	—	90
普通株式に係る中間(当期)純 利益	百万円	3,397	2,267	5,734
普通株式の(中間)期中平均株 式数	千株	28,871	38,640	30,525
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	0	0	0
うち優先株式業務委託 手数料	百万円	0	0	0
普通株式増加数	千株	14,798	3,387	6,020
うち優先株式の普通株式 への転換	千株	14,798	3,387	6,020

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>1 当行は、平成18年9月4日開催の取締役会において、第三者割当の方法により、第二種優先株式を発行することを決議し、平成18年9月13日開催の取締役会において発行条件を決定し、平成18年10月2日に全ての優先株式の払込が完了いたしました。その概要は次のとおりです。</p> <p><b>第二種優先株式に関する事項</b></p> <p>(1)募集株式の種類 株式会社琉球銀行 第二種優先株式(以下「本優先株式」という。)</p> <p>(2)募集株式の数 4,000,000株</p> <p>(3)払込金額 1株につき5,000円 総額 200億円</p> <p>(4)増加する資本金の額 1株につき2,500円 総額 100億円</p> <p>(5)増加する資本準備金の額 1株につき2,500円 総額 100億円</p> <p>(6)剰余金の配当 本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)または本優先株式の登録株式質権者(以下「本優先登録株式質権者」という。)に対しては剰余金の配当を行わない。</p> <p>(7)残余財産の分配 当行の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、当行の普通株式(以下「当行普通株式」という。)を有する株主(以下「当行普通株主」という。)または当行普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき5,000円の金銭を他の種類の優先株式の株主と同順位にて支払う。本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産を分配しない。</p> <p>(8)取得請求権 本優先株主は、以下の各号に従い、当行に対し、本優先株式を取得するのと引換えに当行普通株式を交付することを請求することができる。</p>		
前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
①本優先株式の取得を請求することができる期間		

平成18年10月4日から平成23年10月4日までとする。

②本優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類及び数の算定方法

(イ)本優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類  
当行普通株式

(ロ)本優先株式の取得と引換えに交付する株式の数の算定方法

本優先株式の取得と引換えに交付すべき当行普通株式数  本優先株主が取得請求に際して提出した本優先株式の価額 = 払込金額の総額 ÷ 交付した本優先株式の価額
---

当行普通株式数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。

- (ハ)当初交付価額 2,823円
- (ニ)下限交付価額 1,370円
- (ホ)上限交付価額 5,480円
- (ヘ)交付価額の修正

本優先株式の発行後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、交付価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、売買高加重平均価格のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額に修正される。

(ト)交付価額の調整

当行は、本優先株式の発行後、当行普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式をもって交付価額を調整する。

前中間連結会計期間  
(自 平成18年4月1日  
至 平成18年9月30日)

当中間連結会計期間  
(自 平成19年4月1日  
至 平成19年9月30日)

前連結会計年度  
(自 平成18年4月1日  
至 平成19年3月31日)

調整後 交付価額  既発行 普通 株式数	= 調整前 交付価額 ×  新規発行・処分普通株式数 × 1株当たり払込金額・処分価額 + 1株当たり時価
-------------------------------------	--

既発行普通株式数 + 新規発行・処

分普通株式数

(9) 取得条項

当行は、平成23年10月5日(以下「一斉取得日」という。)をもって、平成23年10月4日までに取得請求のなかった本優先株式のすべてを取得するものとする。当行は、本優先株式を取得するのと引換えに、当該本優先株式の優先株主に対して、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ5連続取引日(売買高加重平均価格のない日を除き、一斉取得日の前日が取引日でない場合には、一斉取得日の前日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の毎日の売買高加重平均価格の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)で除して得られる数の当行普通株式を交付するものとする。ただし、当該平均値が、下限交付価額を下回るときは、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を当該下限交付価額で除して得られる数の当行普通株式を交付するものとする。なお、上記の普通株式数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

(10) その他(潜在株式による希薄化情報)

今回発行する本優先株式による当行の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は24.5%となる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率につきましては、今回発行する本優先株式の取得請求権が平成18年9月13日決定した当初交付価額ですべて権利行使された場合に発行される株式数を平成18年9月13日現在の発行済株式総数で除した

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>数値であります。なお、今回発行する本優先株式がすべて上限交付価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は12.6%であり、全て下限交付価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は50.5%であります。また、前述の潜在株式数の比率には第一種優先株式に係る潜在株式数は含まれておりません。</p> <p>(11) 資金の用途 主に、一般運転資金に充当する</p>		

予定であります。

2 当行は、平成18年10月5日開催の取締役会において、株式会社整理回収機構が保有しております第一種優先株式の一部に関し、次のとおり自己株式の取得及び消却を決議し、平成18年10月11日に実施いたしました。なお、本優先株式の取得は、会社法第156条の規定に基づく自己株式取得枠の範囲内で行なうものであります。また、消却につきましては、その他資本剰余金より減額しております。

(1) 取得・消却  
株式の総数 6,800,000株

※当初発行株式数 8,000,000株

(2) 取得価額の総額 40,592,600千円

< 参考 >

上記「1. 第二種優先株式の発行」、「2. 第一種優先株式の取得及び消却」実施後の資本金及び優先株式数の変動結果は以下のとおりであります。

	当初	変動額 (株数)	変動後
資本金 (百万円)	44,127	10,000	54,127
第一種優先 株式(千株)	8,000	△6,800	1,200
第二種優先 株式(千株)	—	4,000	4,000

(2) 【その他】

該当ありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※9	25,619	1.72	26,250	1.76	24,972	1.66
コールローン		80,789	5.41	41,994	2.81	24,279	1.61
買入金銭債権		2,972	0.20	2,462	0.16	2,742	0.18
商品有価証券		453	0.03	9	0.00	11	0.00
金銭の信託		2,996	0.20	2,996	0.20	2,996	0.20
有価証券	※1, 9, 15	283,423	18.99	272,872	18.28	282,293	18.71
貸出金	※2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 10	1,053,787	70.61	1,097,514	73.51	1,119,566	74.22
外国為替	※8	391	0.03	376	0.03	378	0.03
その他資産	※9	6,639	0.44	7,062	0.47	8,781	0.58
有形固定資産	※11, 12, 14	20,427	1.37	20,249	1.36	20,339	1.35
無形固定資産		2,713	0.18	2,693	0.18	2,422	0.16
繰延税金資産		22,601	1.51	19,073	1.28	20,064	1.33
支払承諾見返		14,119	0.95	13,432	0.90	13,596	0.90
貸倒引当金		△24,502	△1.64	△14,047	△0.94	△14,041	△0.93
資産の部合計		1,492,433	100.00	1,492,939	100.00	1,508,403	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※9	1,359,380	91.08	1,378,660	92.34	1,397,154	92.63
借入金		289	0.02	403	0.03	456	0.03
外国為替		89	0.01	112	0.01	64	0.00
社債	※13	10,000	0.67	10,000	0.67	10,000	0.66
信託勘定借	※16	157	0.01	35	0.00	84	0.01
その他負債		5,013	0.34	7,670	0.51	5,730	0.38
賞与引当金		378	0.02	412	0.03	531	0.04
退職給付引当金		5,720	0.38	922	0.06	966	0.06
役員退職慰勞引当金		—	—	190	0.01	—	—
睡眠預金払戻引当金		—	—	110	0.01	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※14	3,086	0.21	3,077	0.21	3,078	0.20
支払承諾		14,119	0.95	13,432	0.90	13,596	0.90
負債の部合計		1,398,236	93.69	1,415,029	94.78	1,431,662	94.91
(純資産の部)							
資本金		44,127	2.95	54,127	3.62	54,127	3.59
資本剰余金		29,632	1.98	10,000	0.67	10,000	0.66
資本準備金		—	—	10,000	—	10,000	—
その他資本剰余金		29,632	—	—	—	—	—
利益剰余金		20,933	1.40	14,213	0.95	12,424	0.82
利益準備金		120	—	210	—	120	—
その他利益剰余金		20,813	—	14,002	—	12,304	—
優先株式消却積立金		14,819	—	9,464	—	6,464	—
繰越利益剰余金		5,993	—	4,538	—	5,840	—
自己株式		△56	△0.00	△73	△0.00	△65	△0.00
株主資本合計		94,636	6.33	78,266	5.24	76,486	5.07
その他有価証券評価差額金		△1,281	△0.08	△1,190	△0.08	△577	△0.03
繰延ヘッジ損益		△6	△0.00	0	0.00	△3	△0.00
土地再評価差額金	※14	848	0.06	835	0.06	835	0.05
評価・換算差額等合計		△439	△0.02	△355	△0.02	254	0.02
純資産の部合計		94,197	6.31	77,910	5.22	76,740	5.09
負債及び純資産の部合計		1,492,433	100.00	1,492,939	100.00	1,508,403	100.00



② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		19,530	100.00	20,622	100.00	39,928	100.00
資金運用収益		15,409		16,590		31,760	
(うち貸出金利息)		(13,298)		(14,136)		(27,273)	
(うち有価証券利息配当金)		(1,199)		(1,277)		(2,630)	
信託報酬		2		0		3	
役務取引等収益		2,956		2,960		5,914	
その他業務収益		162		345		497	
その他経常収益		1,000		724		1,752	
経常費用		15,142	77.54	16,757	81.26	31,973	80.08
資金調達費用		1,456		3,126		3,523	
(うち預金利息)		(1,388)		(3,005)		(3,332)	
役務取引等費用		1,526		1,527		3,069	
その他業務費用		81		326		130	
営業経費	※1	10,146		10,456		20,346	
その他経常費用	※2	1,931		1,321		4,902	
経常利益		4,388	22.46	3,864	18.74	7,955	19.92
特別利益	※3	1,415	7.24	210	1.01	2,416	6.05
特別損失	※4	50	0.25	243	1.18	105	0.26
税引前中間(当期)純利益		5,752	29.45	3,830	18.57	10,266	25.71
法人税、住民税及び事業税		14	0.07	196	0.95	27	0.07
法人税等調整額		2,352	12.06	1,393	6.76	4,414	11.06
中間(当期)純利益		3,384	17.32	2,240	10.86	5,823	14.58

③ 【中間株主資本等変動計算書】

I 前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					優先株式 消却積立金	繰越利益 剰余金				
平成18年3月31日残高 (百万円)	44,127	29,632	—	29,632	1,551	14,099	2,493	18,144	△50	91,854
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当 (注) 1	—	—	—	—	120	—	△720	△600	—	△600
優先株式消却積立金の 積立 (注) 1	—	—	—	—	—	720	△720	—	—	—
準備金から剰余金への 振替 (注) 2	—	△29,632	29,632	—	△1,551	—	1,551	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	—	—	3,384	3,384	—	3,384
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△6	△6
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	4	4	—	4
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の 変動額合計(百万円)	—	△29,632	29,632	—	△1,431	720	3,500	2,788	△6	2,782
平成18年9月30日残高 (百万円)	44,127	—	29,632	29,632	120	14,819	5,993	20,933	△56	94,636

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高 (百万円)	△1,753	—	852	△901	90,952
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当 (注) 1	—	—	—	—	△600
優先株式消却積立金の 積立 (注) 1	—	—	—	—	—
準備金から剰余金への 振替 (注) 2	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	3,384
自己株式の取得	—	—	—	—	△6
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	4
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	472	△6	△4	462	462
中間会計期間中の 変動額合計(百万円)	472	△6	△4	462	3,244
平成18年9月30日残高 (百万円)	△1,281	△6	848	△439	94,197

(注) 1 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

2 平成18年6月の定時株主総会における決議事項であります。

Ⅱ 当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式		
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余 金合計	
					優先株式 消却積立金	繰越利益 剰余金				
平成19年3月31日残高 (百万円)	54,127	10,000	—	10,000	120	6,464	5,840	12,424	△65	76,486
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当 (注)	—	—	—	—	90	—	△543	△452	—	△452
優先株式消却積立金の 積立 (注)	—	—	—	—	—	3,000	△3,000	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	—	—	2,240	2,240	—	2,240
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△7	△7
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	0	0	—	0
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の 変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	90	3,000	△1,302	1,788	△7	1,780
平成19年9月30日残高 (百万円)	54,127	10,000	—	10,000	210	9,464	4,538	14,213	△73	78,266

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高 (百万円)	△577	△3	835	254	76,740
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当 (注)	—	—	—	—	△452
優先株式消却積立金の 積立 (注)	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	2,240
自己株式の取得	—	—	—	—	△7
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△612	3	△0	△610	△610
中間会計期間中の 変動額合計 (百万円)	△612	3	△0	△610	1,170
平成19年9月30日残高 (百万円)	△1,190	0	835	△355	77,910

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

Ⅲ 前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計		
						優先株式 消却積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	44,127	29,632	—	29,632	1,551	14,099	2,493	18,144	△50	91,854
事業年度中の変動額										
新株の発行 (注)1	10,000	10,000	—	10,000	—	—	—	—	—	20,000
剰余金の配当 (注)2	—	—	—	—	120	—	△720	△600	—	△600
優先株式消却積立金の積立(注)2	—	—	—	—	—	720	△720	—	—	—
準備金から剰余金への振替(注)3	—	△29,632	29,632	—	△1,551	—	1,551	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	5,823	5,823	—	5,823
自己株式の取得 (注)4	—	—	—	—	—	—	—	—	△40,608	△40,608
自己株式の消却 (注)4	—	—	△29,632	△29,632	—	△8,354	△2,605	△10,960	40,592	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	16	16	—	16
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計(百万円)	10,000	△19,632	—	△19,632	△1,431	△7,634	3,347	△5,719	△15	△15,367
平成19年3月31日残高(百万円)	54,127	10,000	—	10,000	120	6,464	5,840	12,424	△65	76,486

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	△1,753	—	852	△901	90,952
事業年度中の変動額					
新株の発行 (注)1	—	—	—	—	20,000
剰余金の配当 (注)2	—	—	—	—	△600
優先株式消却積立金の積立(注) 2	—	—	—	—	—
準備金から剰余金への振替(注) 3	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	5,823
自己株式の取得 (注)4	—	—	—	—	△40,608
自己株式の消却 (注)4	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	16
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	1,175	△3	△16	1,155	1,155
事業年度中の変動額合計(百万円)	1,175	△3	△16	1,155	△14,212
平成19年3月31日残高(百万円)	△577	△3	835	254	76,740

(注) 1 平成18年10月の第2種優先株式400万株の発行に伴うものであります。

2 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

3 平成18年6月の定時株主総会における決議事項であります。

4 平成18年10月の第1種優先株式680万株の自己株式取得及び消却に伴うものであります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同左	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：5年～50年 動産：2年～10年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：5年～50年 動産：2年～10年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ1百万円減少して	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：5年～50年 動産：2年～10年

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		おります。 (追加情報) 当中間会計期間より、	

		平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。	
	(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 同左
5 繰延資産の処理方法	社債発行費は社債の償還期間にわたり定額法により償還しております。	社債発行費及び株式交付費は資産として計上し、株式交付費については3年間の均等償却、社債発行費については、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。	同左
6 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上し	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上し	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上し

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>ております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,909百万円であります。</p>	<p>ております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,965百万円であります。</p>	<p>ております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,384百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p>	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>同左</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>
	<p>—————</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)</p>	<p>—————</p>



	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は25百万円、特別損失は165百万円それぞれ増加し、経常利益は25百万円、税引前中間純利益は190百万円それぞれ減少しております。	
	—————	<p>(5) 睡眠預金払戻引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の支払実績に基づき、必要と認められた額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>一定の要件を満たす睡眠預金については、従来時効預金として負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、「監査・保証実務委員会報告第42号」が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べその他経常費用は110百万円増加し、税引前中間純利益は同額減少しております。</p>	—————
7 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
8 リース取引の処理 方法	リース物件の所有権が借 主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・ リース取引については、通 常の賃貸借取引に準じた会 計処理によっております。	同左	同左
9 ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生 じる金利リスクに対する ヘッジ会計の方法は、 「銀行業における金融商 品会計基準適用に関する 会計上及び監査上の取扱 い」(日本公認会計士協 会業種別監査委員会報告 第24号)に規定する繰延 ヘッジによっておりま す。 ヘッジ有効性評価の方 法については、相場変動 を相殺するヘッジについ て、ヘッジ対象となる預 金・貸出金等とヘッジ手 段である金利スワップ取 引等を一定の(残存)期間 毎にグルーピングのうえ 特定し評価しておりま す。また、キャッシュ・ フローを固定するヘッジ については、ヘッジ対象 とヘッジ手段の金利変動 要素の相関関係の検証に より有効性の評価をして おります。 なお、一部の資産・負 債について金利スワップ の特例処理を行なってお りますが、特例処理に係 る金利スワップについて は、有効性の評価を省略 しております。	(イ)金利リスク・ヘッジ 同左	(イ)金利リスク・ヘッジ 同左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
10 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>同左</p>	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は94,203百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は76,744百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(繰延資産の会計処理に関する実務対応報告)</p> <p>「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行費はございません。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(繰延資産の会計処理に関する実務対応報告)</p> <p>「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用し、社債発行費については、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行費はございません。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「優先株式消却積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式総額 44百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,565百万円、延滞債権額は49,098百万円であります。            なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。            また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,232百万円であります。            なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,344百万円あります。            なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は74,240百万円あります。            なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 44百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は798百万円、延滞債権額は25,817百万円あります。            なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。            また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,445百万円あります。            なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,729百万円あります。            なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,791百万円あります。            なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 44百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は814百万円、延滞債権額は25,017百万円あります。            なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。            また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は933百万円あります。            なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は20,082百万円あります。            なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は46,849百万円あります。            なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																														
<p>※6 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間会計期間末残高の総額は70,310百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を24,225百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額94,535百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p>	<p>※6 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間会計期間末残高の総額は60,467百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を23,461百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額83,928百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p>	<p>※6 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当事業年度末残高の総額は65,528百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を23,843百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額89,371百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p>																														
<p>※7 _____</p>	<p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、8,008百万円であります。</p>	<p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、13,004百万円であります。</p>																														
<p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15,345百万円であります。</p>	<p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15,284百万円であります。</p>	<p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は16,521百万円であります。</p>																														
<p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="159 1254 478 1388"> <tr> <td>担保に供している資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>5,845百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="159 1422 478 1467"> <tr> <td>預金</td> <td>13,757百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券59,984百万円及び預け金6百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は587百万円であります。</p>	担保に供している資産		有価証券	5,845百万円	預け金	6百万円	その他資産	2百万円	預金	13,757百万円	<p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="582 1254 901 1388"> <tr> <td>担保に供している資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>15,814百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="582 1422 901 1467"> <tr> <td>預金</td> <td>6,425百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券57,616百万円及び預け金16百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は521百万円であります。</p>	担保に供している資産		有価証券	15,814百万円	預け金	25百万円	その他資産	2百万円	預金	6,425百万円	<p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1005 1254 1324 1388"> <tr> <td>担保に供している資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>15,717百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td>26百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="1005 1422 1324 1467"> <tr> <td>預金</td> <td>14,389百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券57,652百万円及び預け金16百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は474百万円であります。</p>	担保に供している資産		有価証券	15,717百万円	預け金	26百万円	その他資産	2百万円	預金	14,389百万円
担保に供している資産																																
有価証券	5,845百万円																															
預け金	6百万円																															
その他資産	2百万円																															
預金	13,757百万円																															
担保に供している資産																																
有価証券	15,814百万円																															
預け金	25百万円																															
その他資産	2百万円																															
預金	6,425百万円																															
担保に供している資産																																
有価証券	15,717百万円																															
預け金	26百万円																															
その他資産	2百万円																															
預金	14,389百万円																															

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、144,964百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが144,864百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、143,787百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが143,587百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、139,197百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが139,047百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額</p>
<p>16,399百万円</p>	<p>16,127百万円</p>	<p>16,179百万円</p>
<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 338百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 338百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 338百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>



前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※13 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出</p>	<p>※13 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出</p> <p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,540百万円であります。</p>	<p>※13 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,538百万円</p> <p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,730百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、前事業年度から相殺しております。</p>
<p>※16 元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託157百万円であります。</p>	<p>※16 元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託35百万円であります。</p>	<p>※16 元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託84百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>354百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>317百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">—————</td> </tr> </table> <p>※3 特別利益には、償却債権取立益620百万円及び貸倒引当金戻入益794百万円を計上しております。</p> <p>—————</p>	有形固定資産	354百万円	無形固定資産	317百万円	—————		<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>421百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>330百万円</td> </tr> </table> <p>※2 「その他経常費用」には、貸出金償却334百万円及び貸倒引当金繰入額386百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>※4 特別損失には、過年度分の役員退職慰勞引当金繰入額165百万円及び減損損失47百万円を含んでおります。</p> <p>なお、当中間期において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ) 沖縄県内</p> <table border="0"> <tr> <td>主な用途</td> <td>遊休資産等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>9百万円</td> </tr> </table> <p>(ロ) 沖縄県外</p> <table border="0"> <tr> <td>主な用途</td> <td>遊休資産等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>37百万円</td> </tr> </table> <p>当行は営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っており(ただし、出張所等については母店に含めております)、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。これらの資産のうち、上記の遊休資産については継続的な地価の下落により、将来的なキャッシュ・フローを生まないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(47百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額の算定は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	有形固定資産	421百万円	無形固定資産	330百万円	主な用途	遊休資産等	種類	土地建物	減損損失額	9百万円	主な用途	遊休資産等	種類	土地建物	減損損失額	37百万円	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>735百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>610百万円</td> </tr> </table> <p>※2 「その他の経常費用」には、バルクセールや再生ファンド等への貸出金債権の売却損2,196百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>※4 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>沖縄県内</p> <table border="0"> <tr> <td>主な用途</td> <td>遊休資産等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>9百万円</td> </tr> </table> <p>当行は営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っており(ただし、出張所等については母店に含めております)、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。これらの資産のうち、上記の遊休資産については継続的な地価の下落により、将来的なキャッシュ・フローを生まないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(9百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額の算定は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	有形固定資産	735百万円	無形固定資産	610百万円	主な用途	遊休資産等	種類	土地建物	減損損失額	9百万円
有形固定資産	354百万円																																	
無形固定資産	317百万円																																	
—————																																		
有形固定資産	421百万円																																	
無形固定資産	330百万円																																	
主な用途	遊休資産等																																	
種類	土地建物																																	
減損損失額	9百万円																																	
主な用途	遊休資産等																																	
種類	土地建物																																	
減損損失額	37百万円																																	
有形固定資産	735百万円																																	
無形固定資産	610百万円																																	
主な用途	遊休資産等																																	
種類	土地建物																																	
減損損失額	9百万円																																	

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	25	2	—	28	(注)
優先株式	—	—	—	—	
合 計	25	2	—	28	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

II 当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	32	3	—	35	(注)
第1種優先株式	—	—	—	—	
第2種優先株式	—	—	—	—	
合 計	32	3	—	35	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

III 前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	25	6	—	32	(注) 1
第1種優先株式	—	6,800	6,800	—	(注) 2
第2種優先株式	—	—	—	—	
合 計	25	6,806	6,800	32	

(注) 1 単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 平成18年10月の第1種優先株式680万株の自己株式取得及び消却に伴うものであります。

[次へ](#)

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
取得価額相当額	取得価額相当額	取得価額相当額
動産 44百万円	動産 11百万円	動産 9百万円
その他 1百万円	その他 1百万円	その他 1百万円
合計 44百万円	合計 11百万円	合計 9百万円
減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
動産 36百万円	動産 3百万円	動産 4百万円
その他 1百万円	その他 1百万円	その他 1百万円
合計 36百万円	合計 3百万円	合計 4百万円
減損損失累計額相当額	減損損失累計額相当額	減損損失累計額相当額
動産 1百万円	動産 1百万円	動産 1百万円
その他 1百万円	その他 1百万円	その他 1百万円
合計 1百万円	合計 1百万円	合計 1百万円
中間会計期間末残高相当額	中間会計期間末残高相当額	期末残高相当額
動産 8百万円	動産 7百万円	動産 5百万円
その他 1百万円	その他 1百万円	その他 1百万円
合計 8百万円	合計 7百万円	合計 5百万円
・未経過リース料中間会計期間末残高相当額	・未経過リース料中間会計期間末残高相当額	・未経過リース料期末残高相当額
1年内 5百万円	1年内 2百万円	1年内 2百万円
1年超 8百万円	1年超 6百万円	1年超 7百万円
合計 13百万円	合計 8百万円	合計 9百万円
・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高	・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高	・リース資産減損勘定の期末残高
1百万円	1百万円	1百万円
・当中間会計期間の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	・当中間会計期間の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	・当期の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失
支払リース料 5百万円	支払リース料 1百万円	支払リース料 9百万円
リース資産減損勘定の取崩額 1百万円	リース資産減損勘定の取崩額 1百万円	リース資産減損勘定の取崩額 1百万円
減価償却費相当額 4百万円	減価償却費相当額 1百万円	減価償却費相当額 7百万円
支払利息相当額 0百万円	支払利息相当額 0百万円	支払利息相当額 0百万円
減損損失 1百万円	減損損失 1百万円	減損損失 1百万円
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

○ 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

III 前事業年度末(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 当行は、平成18年9月4日開催の取締役会において、第三者割当の方法により、第二種優先株式を発行することを決議し、平成18年9月13日開催の取締役会において発行条件を決定し、平成18年10月2日に全ての優先株式の払込が完了いたしました。その概要は次のとおりです。</p> <p><u>第二種優先株式に関する事項</u></p> <p>(1) 募集株式の種類 株式会社琉球銀行 第二種優先株式(以下「本優先株式」という。)</p> <p>(2) 募集株式の数 4,000,000株</p> <p>(3) 払込金額 1株につき5,000円 総額 200億円</p> <p>(4) 増加する資本金の額 1株につき2,500円 総額 100億円</p> <p>(5) 増加する資本準備金の額 1株につき2,500円 総額 100億円</p> <p>(6) 剰余金の配当 本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)または本優先株式の登録株式質権者(以下「本優先登録株式質権者」という。)に対しては剰余金の配当を行わない。</p> <p>(7) 残余財産の分配 当行の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、当行の普通株式(以下「当行普通株式」という。)を有する株主(以下「当行普通株主」という。)または当行普通株式の登録株式質権者に先立</p>	—	—

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>ち、本優先株式1株につき5,000円の金銭を他の種類の優先株式の株主と同順位にて支払う。本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産を分配しない。</p> <p>(8)取得請求権 本優先株主は、以下の各号に従い、当行に対し、本優先株式を取得すると引換えに当行普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>①本優先株式の取得を請求することができる期間 平成18年10月4日から平成23年10月4日までとする。</p> <p>②本優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類及び数の算定方法</p> <p>(イ)本優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類 当行普通株式</p> <p>(ロ)本優先株式の取得と引換えに交付する株式の数の算定方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>本優先株式の取得と引換えに交付すべき当行普通株式数</p> <math display="block">= \frac{\text{本優先株主が取得請求に際して提出した本優先株式の価額}}{\text{払込金額の総額}}</math> </div> <p>当行普通株式数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。</p> <p>(ハ)当初交付価額 2,823円 (ニ)下限交付価額 1,370円 (ホ)上限交付価額 5,480円 (ヘ)交付価額の修正</p> <p>本優先株式の発行後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、交付価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、売買高加重平均価格のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の毎日の売買高加</p>		

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>重平均価格の平均値の90%に相当する金額に修正される。</p> <p>(ト) 交付価額の調整</p> <p>当行は、本優先株式の発行後、当行普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式をもって交付価額を調整する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{調整後 交付価額} = \frac{\text{調整前 交付価額} \times \left( \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} + \text{処分価額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}} \right)}{1 \text{株当たり時価}}</math> </div> <p>(9) 取得条項</p> <p>当行は、平成23年10月5日(以下「一斉取得日」という。)をもって、平成23年10月4日までに取得請求のなかった本優先株式のすべてを取得するものとする。当行は、本優先株式を取得するのと引換えに、当該本優先株式の優先株主に対して、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ5連続取引日(売買高加重平均価格のない日を除き、一斉取得日の前日が取引日でない場合には、一斉取得日の前日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の毎日の売買高加重平均価格の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)で除して得られる数の当行普通株式を交付するものとする。ただし、当該平均値が、下限交付価額を下回るときは、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を当該下限交付価額で除して得られる数の当行普通株式を交付するものとする。なお、上記の普通株式数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。</p> <p>(10) その他(潜在株式による希薄化情報)</p> <p>今回発行する本優先株式による</p>		

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																
<p>当行の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は24.5%となる見込みであります。</p> <p>(注) 潜在株式数の比率につきましては、今回発行する本優先株式の取得請求権が平成18年9月13日決定した当初交付価額ですべて権利行使された場合に発行される株式数を平成18年9月13日現在の発行済株式総数で除した数値であります。なお、今回発行する本優先株式がすべて上限交付価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は12.6%であり、全て下限交付価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は50.5%であります。また、前述の潜在株式数の比率には第一種優先株式に係る潜在株式数は含まれておりません。</p> <p>(11)資金の用途 主に、一般運転資金に充当する予定であります。</p> <p>2 当行は、平成18年10月5日開催の取締役会において、株式会社整理回収機構が保有しております第一種優先株式の一部に関し、次のとおり自己株式の取得及び消却を決議し、平成18年10月11日に実施いたしました。なお、本優先株式の取得は、会社法第156条の規定に基づく自己株式取得枠の範囲内で行なうものであります。また、消却につきましては、その他資本剰余金より減額しております。</p> <p>(1)取得・消却 株式の総数 6,800,000株 ※当初発行株式数 8,000,000株 (2)取得価額の総額 40,592,600千円</p> <p>&lt; 参考 &gt; 上記「1. 第二種優先株式の発行」、「2. 第一種優先株式の取得及び消却」実施後の資本金及び優先株式数の変動結果は以下のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="92 1563 491 1832"> <thead> <tr> <th></th> <th>当初</th> <th>変動額 (株数)</th> <th>変動後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金 (百万円)</td> <td>44,127</td> <td>10,000</td> <td>54,127</td> </tr> <tr> <td>第一種優先 株式(千株)</td> <td>8,000</td> <td>△6,800</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>第二種優先 株式(千株)</td> <td>—</td> <td>4,000</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table>		当初	変動額 (株数)	変動後	資本金 (百万円)	44,127	10,000	54,127	第一種優先 株式(千株)	8,000	△6,800	1,200	第二種優先 株式(千株)	—	4,000	4,000		
	当初	変動額 (株数)	変動後															
資本金 (百万円)	44,127	10,000	54,127															
第一種優先 株式(千株)	8,000	△6,800	1,200															
第二種優先 株式(千株)	—	4,000	4,000															



(2) 【信託財産残高表】

資産				
科目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	—	—	—	—
その他債権	—	—	—	—
銀行勘定貸	157	100.00	35	100.00
合計	157	100.00	35	100.00

負債				
科目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
指定金銭信託	157	100.00	35	100.00
合計	157	100.00	35	100.00

(3) 【その他】

該当ありません。

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |                         |                |                             |                         |
|-------------------------|----------------|-----------------------------|-------------------------|
| (1) 有価証券報告書<br>及びその添付書類 | 事業年度<br>(第91期) | 自 平成18年4月1日<br>至 平成19年3月31日 | 平成19年6月28日<br>関東財務局長に提出 |
| (2) 有価証券報告書の<br>訂正報告書   | 事業年度<br>(第91期) | 自 平成18年4月1日<br>至 平成19年3月31日 | 平成19年9月28日<br>関東財務局長に提出 |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月25日

株式会社琉球銀行  
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岩 原 淳 一 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 増 田 正 志 ㊞

くもじ監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 翁 長 良 禎 ㊞

私たち監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たち監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

（追記情報）

- 重要な後発事象1. に記載されているとおり、会社は平成18年9月4日開催の取締役会において、第三者割当の方法により、第二種優先株式を発行することを決議し、平成18年9月13日開催の取締役会において発行条件を決定し、平成18年10月2日に全ての優先株式の払込が完了した。
- 重要な後発事象2. に記載されているとおり、会社は平成18年10月5日開催の取締役会において、株式会社整理回収機構が保有している第一種優先株式の一部に関し、自己株式の取得及び消却を決議し、平成18年10月11日に実施した。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社琉球銀行  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岩 原 淳 一 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 増 田 正 志 ㊞

## くもじ監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 翁 長 良 禎 ㊞

私たち監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たち監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月25日

株式会社琉球銀行  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岩 原 淳 一 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 増 田 正 志 ㊞

## くもじ監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 翁 長 良 禎 ㊞

私たち監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第91期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、私たち監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たち監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### （追記情報）

- 重要な後発事象1. に記載されているとおり、会社は平成18年9月4日開催の取締役会において、第三者割当の方法により、第二種優先株式を発行することを決議し、平成18年9月13日開催の取締役会において発行条件を決定し、平成18年10月2日に全ての優先株式の払込が完了した。
- 重要な後発事象2. に記載されているとおり、会社は平成18年10月5日開催の取締役会において、株式会社整理回収機構が保有している第一種優先株式の一部に関し、自己株式の取得及び消却を決議し、平成18年10月11日に実施した。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社琉球銀行  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岩 原 淳 一 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 増 田 正 志 ㊞

## くもじ監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 翁 長 良 禎 ㊞

私たち監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社琉球銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第92期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たち監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社琉球銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。